

公契約条例制定に向けての市の考えは

公契約条例や基本方針などの制定の必要性についてさらに検討していく



赤尾 昌昭
市民クラブ

公契約条例について

- 問** 全国的な公契約条例制定の動向は。
- 答** 全国で平成28年度末までに34自治体が条例を制定した。近隣では、愛知県と豊橋市がすでに制定している。
- 問** 近隣市町村が公契約条例を制定したことによる田原市への影響は。
- 答** 豊橋市による条例制定以降、田原市での契約への影響は特に出していない。
- 問** 公契約条例制定に向けて、市の考えは。
- 答** 公契約条例や基本方針などの制定は、引き続き、近隣の動向を調査し、情報収集を行い、必要性についてさらに検討していく。
- 問** 公契約条例を市はどのように認識しているか。
- 答** 労働者の適正な賃金の保障と、受注競争の適正化による経営の安定などが見込まれるものと考え

- 問** 市の発注する事業が、市民の労働条件向上に果たす役割をどのように考えるか。
- 答** 公契約において適正な契約を締結すると、適正な労働条件の確保につながるものと考え
- 問** 公契約条例を制定しようとする場合、どのような課題が想定されるか。
- 答** 建設事業者は、事業ごとに賃金や労働条件などを確認する負担が増える。今後、建設事業者との意見交換や合意形成が必要になると想定される。

問

地区役員の反対意見の把握は、調整の段階で、反対意見があるのは承知している。意見を聞きながら改善策をまとめたい。

答

市有地の有効活用、利便性などを検討し、今回の場所を提案した。

問

今回の建設予定地の変更が、入居者および地域住民にとってプラスかどうか、市の見解は。

答

イベントの開催方法、児童の遊び方を検証し、地域の方たちと改善策を考えたい。

問

清田校区からの要望書では、移転候補地はイベントや児童の遊び場として使用していることを反対の理由としているが、代替地の確保を検討するのか。

答

地元と協議、調整を続けている。入居者には、他の市営住宅などへの入居を案内している。

問

高木住宅建て替え候補地変更への反対意見に、どのように対応するのか。

市営高木住宅建て替えについて

具体的には決まっていない。地元調整に時間がかかると考えている

高木住宅建て替えの時期は



杉浦 文平
無所属クラブ